

行政文書開示請求書

平成19年1月23日

内閣情報官 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

TEL

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

「日本の核政策に関する基礎的研究」 1968、1970

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

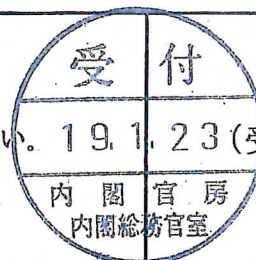
開示請求手数料
(1件300円)



又



してください。19.1.23(受付印)



*この欄は記入しないでください。

担当課

内閣情報調査室

備考



		保 存 期 間	30年・10年・5年・3年・1年
(文書処理上の記事)	文 書 番 号	閣 情 第 25 号	
	受 付	平成 19 年 1 月 23 日	
	起 案	平成 19 年 1 月 25 日	
	決裁・供覧	平成 19 年 1 月 29 日	
	施 行	平成 19 年 1 月 29 日	
	専 決 番 号	別表 —	
内閣総務官室と協議済み 内閣情報官  次長  総務部主幹  内閣参事官  内閣事務官  			
		起 案 者	
		氏名	
(件 名) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書の開示			
請求に対する決定通知について (回答)			
(伺い)			
平成19年1月23日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の			
公開に関する法律第9条及び第17条ならびに行政機関の保有する情報の公開に関する			
法律施行令第15条第1項の規定に基づき、別紙案のとおり決定し、開示請求者宛て通			
知することとしてよろしいか伺います。			

行政文書開示請求書

平成 / 9 年 / 1 月 23 日

内閣情報官 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

TEL

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

「日本の核政策に関する基礎的研究」 1968、1970

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料
(1件300円)



19.1.23 (受付印)

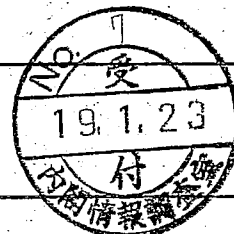


*この欄は記入しないでください。

担当課

内閣情報調査室

備考



(案)

閣 情 第 2 5 号
平成19年 1 月25日

行政文書不開示決定通知書

 様

内閣情報官

三谷 秀史

平成19年1月23日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

「日本の核政策に関する基礎的研究」

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していないため。

＊ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和47年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＊ 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

TEL 03-5253-2111 内線 83406